

**Q** 法定講習は、どのような場合に受講しなければならないのですか。

危険物取扱者法定講習は、消防法の規定に基づくもので、**現に危険物の取扱作業に従事する人は**、3年に一度の受講義務があります。逆に、作業に従事していない人は、免状を持っていても受講の義務はありません。

**A** 一部に受講の義務があるのは「危険物**保安監督者**」だけとの誤解があるようですが、**危険物の取扱作業に従事するすべての免状保持者に受講義務**が課せられています。

なお、受講時期については、表面の「法定講習の受講期限」を参考にされるほか、お気軽にお問い合わせください。

**Q** 受講申請書はどこで入手できますか。

危険物取扱者法定講習の受講申請書は、各地区(市)危険物安全協会のほか、各消防本部(局)、県の地方局及び支局の総務県民課(室)等においてあります。

また、危険物安全協会の会員に限り一定条件の下に無料で申請書を配送するサービスも行っております。

**Q** 申請書に貼付する県の収入証紙は、どこで買えますか。

**A** 愛媛県の収入証紙は、県指定金融機関である伊予銀行の本支店のほか、各地区の農協など県内各所にある収入証紙売捌き所で購入することができます。県のホームページ等でご確認ください。

**Q** 受講申請書に貼付する免状のコピーは、表裏両面が必要ですか。

原則として、顔写真のある面(表)のみでかまいません。ただし、氏名や本籍(都道府県)等が変更され、裏面にその記載がある場合は、両面ともコピーを貼付してください。裏面が受講履歴のみの場合は、不要です。

**A** コピーする際には、顔写真の下の免状番号(12桁)がきちんと写っているかご確認をお願いします。

手帳形式の古い免状の場合は、ご面倒ですが全部の面をコピーしてください。

**Q** 現在、再交付等申請中で免状が手元にありません。申請書に貼るコピーはどうすればいいですか。

申請時に免状が手元にない場合は、コピーなしで申請し、新しい免状が届いたら速やかにコピーを受付した協会に郵送するか、または受講当日に受付までご提出ください。

**A** もし、受講までに新しい免状が届かなくても、そのまま受講し、講習終了後、受講票に証明印を押してお返ししますので、新しい免状が届き次第、受講票と免状、返信用封筒(住所、氏名を記入し、404円切手(簡易書留郵送料)を貼ったもの)を同封して、〒790-8570 愛媛県庁/消防防災安全課までお送りください。新しい免状に、受講証明印を押してお返しします。

**Q** 受講申請は、郵送で行えますか。

当連合会事務局や受講予定地の各地区(市)危険物安全協会の事務局に郵送することで受講申請できます。

**A** その場合は、受講票を返送するための返信用封筒(住所、氏名を記入し、所定金額の切手(受講者4名以内:84円、11名以内:94円)を貼ったもの)を必ず同封してください。

**Q** 該当する種別の危険物施設の受講日時では、日程の都合がつかないのですが。

危険物施設の種別は「給油取扱所」「石油コンビナート等」「その他の施設」の3つに分類され、法定講習では、受講者が作業に従事している施設によって、それぞれ該当する種別の講習を受講していただくことになっています。

**A** ただし、やむを得ない事情等により、当該の日時に受講できない場合は、「給油取扱所」及び「その他の施設」に限り相互の種別の受講でもかまいません。

なお、「給油取扱所」及び「その他の施設」の方が「石油コンビナート等」で受講することや、逆に「石油コンビナート等」の方が「給油取扱所」や「その他の施設」で受講することは認められません。



愛媛県危険物安全協会連合会

愛媛県松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F

☎&FAX 089-924-6618

お問い合わせフォーム

<http://www.ehimekenkiren.org/>